

原子力防災会議幹事会幹事（案）

平成24年10月19日制定
平成26年10月14日改正
原子力防災会議議長

原子力防災会議運営要領第6条第3項の規定に基づき、原子力防災会議幹事会幹事を、下記のとおり指定する。

記

内閣官房副長官補（内政）

内閣官房副長官補（外政）

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）

内閣広報官

内閣情報官

内閣府政策統括官（防災担当）

内閣府食品安全委員会事務局長

警察庁警備局長

消費者庁次長

総務省大臣官房長

消防庁次長

外務省総合外交政策局軍縮不拡散・科学部長

財務省大臣官房総括審議官

文部科学省科学技術・学術政策局次長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

農林水産省大臣官房技術総括審議官

経済産業省大臣官房審議官（エネルギー・技術担当）

国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

気象庁次長

海上保安庁海上保安監

環境省水・大気環境局長

原子力規制庁次長

防衛省運用企画局長

なお、原子力防災会議幹事会議長の求めに応じて、内閣危機管理監は会議へ出席するものとする。